

### 審議会等の会議の記録

会議の名称	令和4年度第1回空家等対策協議会
開催日時	令和4年7月26日(火) 10時から11時
開催場所	東館3階災害対策室
出席者氏名	委員：市長、堀地委員、福田委員、岡本委員、小茂田委員 金井委員、齋藤委員、松本警務官（代理出席）、 秋山委員 事務局：建設部長、建設部副部長、住宅課長、空家対策係
傍聴人数	0人
会議の議題	令和4年度第1回空家等対策協議会 ・報告：令和3年度空家等対策事業実績報告について ・協議：令和4年度空家等対策事業実施内容について
会議資料の内容	資料 1：伊勢崎市空家等対策規則 資料 2：令和3年度空家等対策事業実績報告 資料 3：令和4年度空家等対策事業実施内容 参考資料：伊勢崎市空き家対策ガイドブック

<p>会議における議事の経過及び発言の要旨</p>	<p>《令和4年度第1回空家等対策協議会》</p> <p><b>1. 開会</b></p> <p>司 会： これより令和4年度第1回空家等対策協議会の会議を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、伊勢崎市空家等対策協議会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。（出席者9名、欠席者1名）</p> <p>これより議事の進行となりますが、伊勢崎市空家等対策協議会運営要綱第4条第1項の規定に基づき、臂会長が議長となります。それでは、会長、宜しくお願いいたします。</p> <p><b>2. 副会長の選出</b></p> <p>議 長： 資料1の伊勢崎市空家等対策規則を御覧ください。この規則中、第3条第3項に「副会長は委員の互選により定める」旨が規定されておりますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。</p> <p>委 員： 事務局案はありますか。</p> <p>議 長： 事務局に案があればお願いします。</p> <p>事務局： 事務局といたしましては、昨年度に続き岡本委員にお願いできればと考えております。</p> <p>議 長： 事務局から「副会長に岡本委員」との案が出されましたが、いかがでしょうか。</p> <p>委 員： 異議なし。</p> <p>議 長： 賛成ということで、岡本委員に伊勢崎市空家等対策協議会の副会長をお願いし、今後の協議会運営の補佐をお願いしたいと思います。</p> <p><b>3. 報告事項</b></p> <p>事務局： 令和3年度空家等対策事業実績報告について説明（資料2のとおり）</p> <p>議 長： ただいまの説明について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。</p>
---------------------------	---

委員： 11. 啓発活動の相談会についてですが、相談内容というのはどのようなものがありますか。

事務局： 令和3年7月9日に境支所で行った無料空き家相談会では、空き家除却補助事業の受付期間であったこともあり、解体に関する相談を多く受けました。また、令和3年12月1日に市役所本庁で行った無料空き家相談会では、弁護士、司法書士など市と協定を締結している専門家団体から相談員を派遣していただき、空き家の相続、調査、売買、賃貸、管理に関する相談を全般的に受け付けました。

委員： 申請につながった部分がありますか。

事務局： 境支所で相談を受けた方の中で、数件空き家除却補助事業の申請を受け付けておりますので、申請につながっている部分はあると思います。

委員： 結果に結びついているものがあることがわかったので良かったです。

委員： 1. 苦情受付件数と6. 行政区からの空家等の連絡件数について、苦情は一般市民や行政区の区長から通報があるということでしょうか。

事務局： 苦情の受付件数については、近隣の方や区長からの通報を受け付けたものになります。

委員： 一般市民の方からと行政区からでデータで分けているわけではないのですか。

事務局： 空き家の苦情を誰から受け付けたかについては記録していますが、本日手元に資料がないため、数値でご説明できず申し訳ございません。

〔※行政区から受け付けた苦情が50件、  
近隣住民から受け付けた苦情が160件ありました。〕

委員： 行政区から新規に発見された126件は、苦情受付によって新規に発見した40件とは、別ということですか。

事務局： 別の空き家になります。5. 市内の空家等件数及び老朽度判定で示している空家等件数2870件は、苦情受付によって把握した空き家と行政区から連絡があった空き家を全て取りまとめた件数を表示しています。

委員： 苦情の場合は、市の職員が直接現地に出向いて確認をするのですか。

事務局： ご連絡いただいた空き家は、すべて職員が現地へ行き、空き家であるかの判定と管理の状態について調査しています。

委員： 空き家解除というのは、具体的にどういったものですか。

事務局： 建物が解体されて、建て替えや売地になっている場合、もしくは入居され区費も払われているといった場合に連絡をいただいております。解体や入居によるものを空き家解除として取り扱っています。

委員： 7.～9.で空き家対策に関する事業を行っていますが、解除件数をみると皆さん自主的に対応されているということですか。

事務局： 市の補助金を活用する方以外にも、自費で解体する場合もありますので、空き家解除件数にはそういったものも含まれています。

委員： 4. 特定空家等に係る措置件数について、所有者が死亡して、相続人は行方不明というのはどういった状態ですか。

事務局： 空家等対策の推進に関する特別措置法において、空き家の所有者等を探すために戸籍等を調査する権限が与えられています。それに基づいて戸籍、住民票、登記簿謄本等の調査を行います。こういった調査をしても住所を確知することができない場合、改善の依頼をすることが難しい状況にあるため、今回不在者財産管理人制度を活用して問題の解消ができればと考えております。

事務局： 通常は住民登録を行うのですが、行方不明の方は住民登録地に本人がいないといった状況になり、最終的に職権削除で住所が消えてしまいます。今回の場合も、そういった理由で住所が不定である状況になっています。

委員： 県外に引っ越しをした後に、もう一度引っ越しをすると住所を追いかけれなくなるように感じます。

事務局： 県外に引っ越しをした場合でも、戸籍の附票にその人の今までの住所がすべて履歴として記載されるため、現住所を確認することはできます。住民登録されていれば通常は住所を追跡することは可能です。

委員： 最終的な住所登録地にその人がいないということですね。生死もわからないということですか。

事務局： 戸籍もそのままであるため、生死もわからない状態です。

委員： 通常亡くなられたら死亡届を出しますが、それすらもないということですか。経過年数で判断はされませんか。

事務局： 届出がない限り、戸籍上そういった方は生きたままになります。

議長： その他ご意見、ご質問等がないようでしたら、令和3年度空家等対策事業実施報告については、以上となります。

#### 4. 協議事項

事務局： 令和4年度空家等対策事業実施内容について説明（資料3のとおり）

議長： ただいまの説明について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。

委員： 2. 空き家改修に係る補助事業について、移住者支援空き家改修補助事業はすでに始まっていますか。申請件数は何件ですか。

事務局： はい。申請件数は今のところ0件です。

委員： これは使いやすいものですか。

事務局： 今年度は初年度のため、今年度の様子を見ながら、使いやすさを考慮して要綱の改正等必要な協議をする必要があると考えております。

使いやすさの面について過去の事業との比較になりますが、平成29年度から令和3年度まで空き家改修補助事業を実施しておりました。これは、所有する空き家を地域活性化の目的に活用するためにリフォームを

する際の工事費用を補助するもので、自分で住む場合や営利目的で活用するための工事は補助の対象外となっていました。5年間事業を続けましたが申請件数が0件ということで、自らが住む場合が対象とならないため、補助金の活用が難しい部分もあったと思われました。令和4年度からはこれまでの補助事業の要綱を廃止し、新たに移住者支援空き家改修補助事業として事業を始めました。この事業は、市外に1年以上居住していることが申請要件となりますが、自分が住むために空き家をリフォームする工事が補助の対象となりますので、そのような面で捉えると補助を活用できる方は増えるのではないかと事務局では考えております。

委員： 例えば、対象となる空き家はここにあるというようなアナウンスはするのですか。

事務局： 補助金の加算対象として空き家バンクに登録されている物件を購入し、リフォームする場合は10万円加算というものはありますが、市から工事の対象となる空き家を指定することはありません。

防犯等の観点から空き家の位置情報等は掲載していません。

委員： 一般の人がこの家が空き家であるということを判断するのは難しいと思います。この補助事業の活用方法が想像しづらかったのですが、どのようにして購入したい人にアピールをしていくのですか。

事務局： 想定されるのは、不動産業者が中古物件として把握している物件の水回り、塗装、屋根等をリフォームしたいというときに、要件が合致すれば対象となりえると思います。不動産業者へのPRもさせていただいております。

委員： 空き家の定義ですが、人が住んでいない家は空き家ということですか。

事務局： そうです。まず、空き家を減らすためには、新たな空き家をつくらないということです。空き家を流通させるために改修工事の一部を補助するということをしていきたいと思っております。

委員： 築10年程の住宅に売家の看板が出ているのを見ますが、あまり流通していないようです。こういった状況

でも補助事業の対象として当てはめることができるということですか。

事務局： はい。

委員： 市外に1年以上居住していることが要件ということで、市外へ情報を発信する必要があるということですね。ありがとうございます。

議長： その他ご意見、ご質問等がないようでした、令和4年度空家等対策事業実施内容については、事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょうか。

委員： 異議なし

## 5. その他

議長： 最後に本市の空き家対策について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。

委員： (質問なし)

議長： 事務局から何かありますか。

事務局： 2点ほど、ご報告があります。

1点目ですが、令和5年1月に新たな空き家対策啓発冊子の発行を予定しています。内容としては、空き家対策に関する制度・サービスに関する市民の皆様にはわかりやすくお伝えするため、民間の持つノウハウを最大限に生かし、便利で使いやすい最新の空き家対策情報を一冊にまとめた情報誌となります。また、この冊子は予算をかけずに市民サービスの向上を図ることを目的としており、冊子内に市内民間企業等の広告を掲載することとなっております。

2件目に無料空き家相談会についてです。現在、無料空き家相談会は本庁、境支所、赤堀支所で開催しています。あずま支所においては、耐震工事や相談場所確保等の問題により実施しておりませんでした。令和5年度より、地域差を無くすため、あずま支所での実施に向け、関係課、関係団体と調整を進めております。

さいごに、本日の協議会でご審議いただいた内容について早急に議事録の案を取りまとめ、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正等行った上で、議事録を確定し公表する予定となつ

ておりますので、よろしくお願いいたします。また、次回の協議会の開催については、現時点では未定でございますが、昨年度認定した特定空家等について、今後不在者財産管理人の申し立て問題の解消に向けて手続きを進める予定です。関連する手続きの報告のほか、新たな特定空家等の認定について協議の必要のある場合は、改めて開催のご案内をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

議長： 他にないようでしたら、ここで議長の任を降ろさせていただきます。本日はありがとうございました。

## 6. 閉会

司会： 以上で令和4年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。